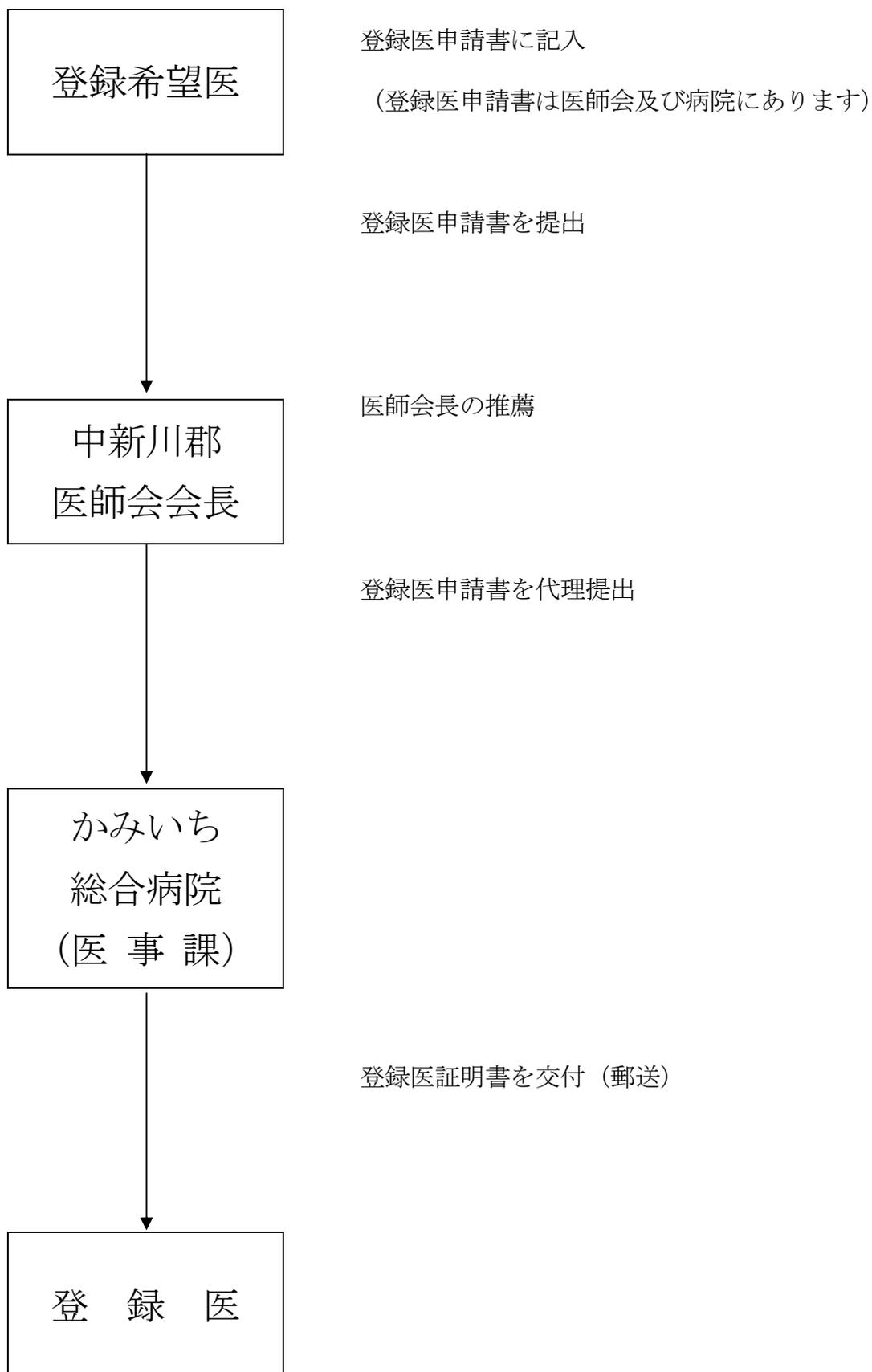


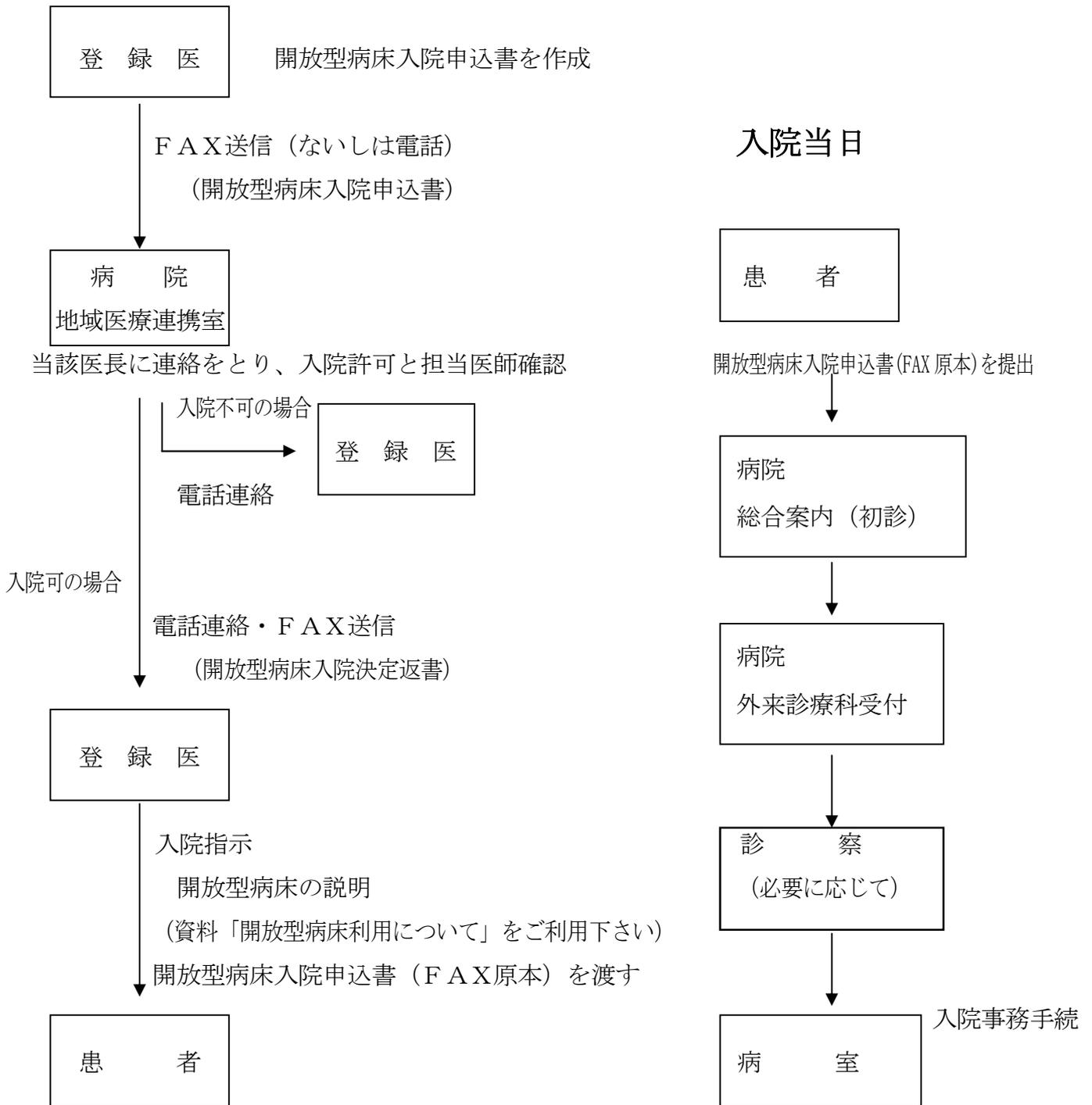
登録医申請手続

(図1)



開放型病床への入院手続

(図2)



※「開放型病床入院申込書」及び「開放型病床利用について」は、医師会と病院においてあります。

開放型病床での診療手順

開放型病床 診療時間 9:00~19:00

時間外・土日祝日に診察を行う場合はあらかじめ地域医療連携室へ連絡する
電話受付 月~金 8:30~17:00 (祝日年末年始を除く)

登録医

かみいち総合病院

時間内診療(受付 8:30~17:00)

時間外・土日祝日診療

地域医療連携室

受付
地域医療連携室担当者は病棟看護師長、
病院医へ連絡する

時間外受付

登録医室の鍵を受け取る

登録医室

白衣、名札着用
登院簿記入 (登院日時、診療患者など)

病棟スタッフステーション

開放型病床

診療 指導
病院医、病棟看護師長あるいは
担当看護師 同席

病棟スタッフステーション

登録医診療記録を記載
登録医用 → 帰院時持参
医療クラーク用 → 地域医療連携室へ返却
医療クラークが電子カルテに記入
(病院医師が確認、サインし看護師に指示)

登録医室

白衣、名札着用
登院簿記入 (退出時間)

月初め

医事課

開放型病床共同指導月報

送付

登録医

レセプト点検

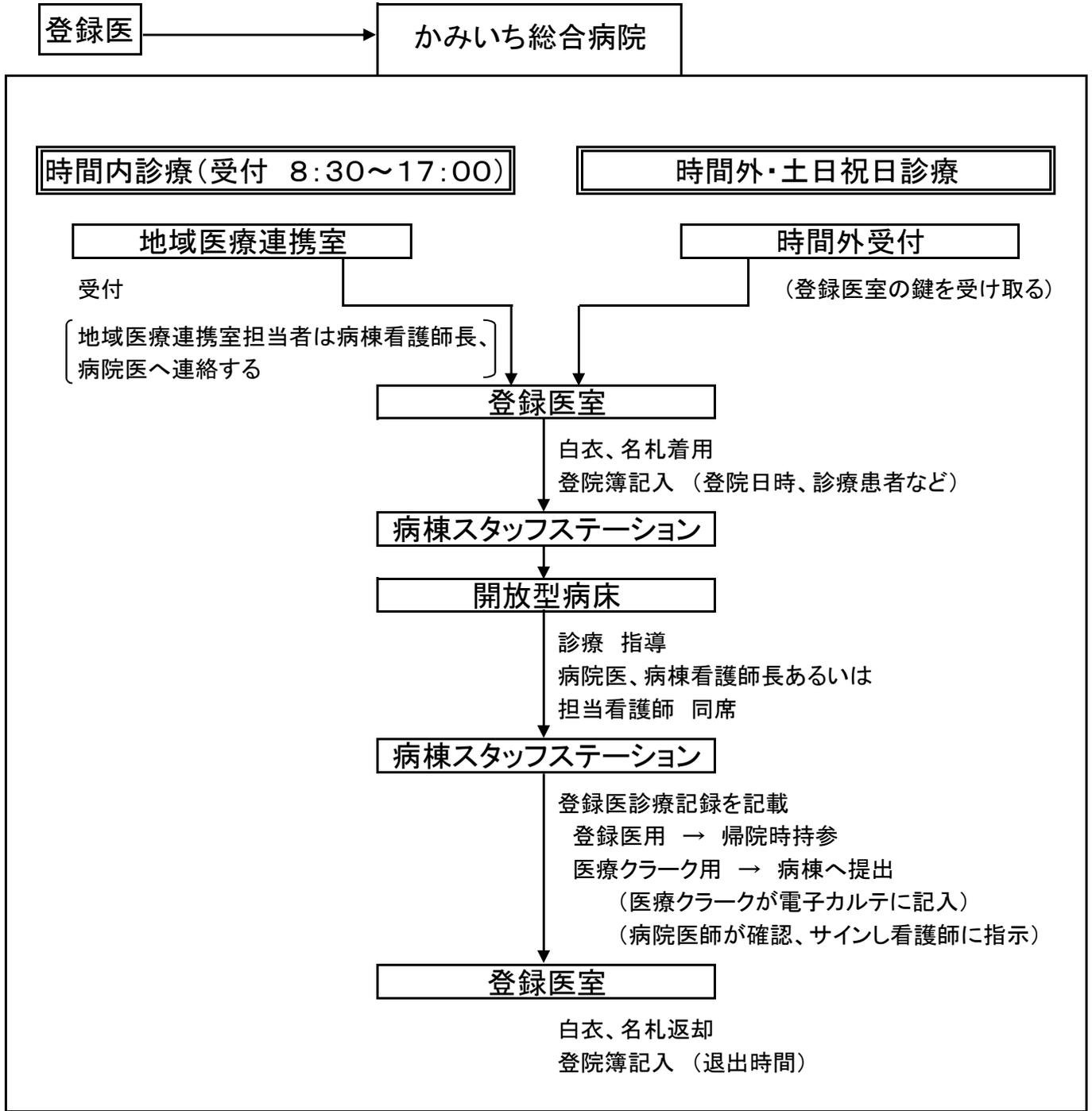
開放型病院共同指導料(I)の患者負担分請求
(退院時共同指導料1は随時請求)

開放型病床での診療手順

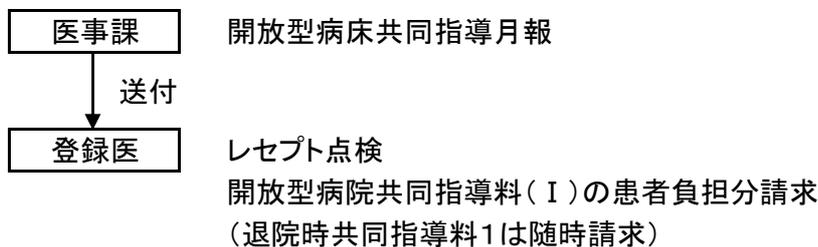
(図3)

開放型病床 診療時間 9:00~19:00

時間外・土日祝日に診察を行う場合はあらかじめ地域医療連携室へ連絡する
電話受付 月~金 8:30~17:00 (祝日年末年始を除く)



月初め



様式第1号（第4条関係）

登録医申請書

（かみいち総合病院開放型病床）

ふりがな 氏名	(男・女)	生年月日	明治 大正 昭和	年	月	日
住所	〒	電話番号	()	—		
医 院 名 称		診療科目 (専門分野)				
同 所 在 地	〒	電話番号	()	—		
同 開 設 者 氏 名		F A X	()	—		
医 籍 登 録 番 号	第 号	医籍登録 年月日		年	月	日
麻 薬 施 用 者 免 許 番 号	有・無 第 号	保 険 医 登 録 番 号				
かみいち総合病院開放型病床登録医を申請します。						
平成 年 月 日						
(あて先) かみいち総合病院開設者 上市町長 伊東尚志 院 長 重田浩一						
医師氏名 印						
かみいち総合病院開放型病床登録医として適任と認め、推薦します。						
平成 年 月 日						
医師会長 印						
※ 登録番号 第 号 登録年月日 平成 年 月 日						

※印欄は、記入しないでください。

II 登録医

1. 登録医とは、かみいち総合病院開放型病床の診療業務を行うため、登録医申請書（様式第1号）により、病院開設者に届け出た中新川郡医師会（以下「医師会」という。）の会員をいいます。
2. 登録医となるための手続き（図1）
 - （1）登録医申請書（様式第1号）に必要事項を記入し、医師会へ提出します。
 - （2）医師会長の推薦を受け、当院医事課へ提出します。
 - （3）当院より登録医証明書を交付します。
3. 登録医となれば、以後更新の必要はありません。ただし、かみいち総合病院開放型病床運営委員会（以下「運営委員会」という。）において不相当と判断された場合には登録が抹消されることがあります。

III 入院手続（図2）

1. 登録医は、FAX(076-472-1213)で開放型病床入院申込書（様式第2号）をかみいち総合病院地域医療連携室に送付していただきます。FAXのない場合は電話（472-1212）で必要事項（入院申込書の内容）をお知らせ下さい。
2. 当院で該当医長と協議のうえ、入院可能なときは電話又は開放型病床入院決定返書（許可書）をFAXで登録医に連絡します。止むを得ず受け入れできない場合は、折り返し電話連絡致します。
3. 登録医は、電話又は開放型病床入院決定返書に基づき患者さんに入院の指示をして下さい。このとき、患者さんに開放型病床を利用した場合の共同指導料の費用負担などについて「開放型病床利用について」（別紙イ）を参考にして説明をお願いします。
4. 患者さんは指示された日時に来院し、総合受付（初診）へ開放型病床入院申込書（FAXの原本）を提出し、外来診療科受付に進んで下さい。
5. 患者さんの症状によっては、外来で診療等を行うこともありますので、看護師の指示に従って下さい。
6. 時間外や休日及び祝祭日の場合は、開放型病床への入院取り扱いはいたしません。一般病床での入院となります。
7. 開放型病床は、個室・4人部屋で、全部で5床です。
8. 入院手続きに必要なもの
 - （1）開放型病床入院申込書（FAXの原本）

- (2) 保険証
 - (3) 高齢受給者証（該当の患者さんのみ）
 - (4) 公費医療受給者証等（該当の患者さんのみ）
 - (5) 診療券（すでにお持ちの患者さん）
 - (6) 印鑑
9. 施設使用料（室料）について
- (1) 個室の使用料は次のとおりです。
個室：一日あたり 6,000円（消費税を含みます。）
 - (2) 4人部屋については、施設使用料は要りません。

IV 診 療 （図3）

1. 診察について

- (1) 診療については病院担当医師が主治医となり登録医が副主治医となり、主たる診療は病院担当医（主治医）が行います。
- (2) 患者さんの診療方針については、主治医・副主治医間で充分協議し、連携して診療にあたります。
- (3) 登録医・病院担当医の共同指導を円滑にするため、地域医療連携室が積極的に協力します。共同指導の時間帯などお気軽に地域医療連携室にご相談下さい。（電話 076-472-1212 地域医療連携室内線 3120）
- (4) 登録医は、登院したときに登院簿に日時を記入し、診療後は、登録医診療を記入し提出して下さい。医療クラークが診療されたことを電子カルテに記入します。
- (5) 当院への連絡は、地域医療連携室を通して行って下さい。
- (6) 患者さんに突発的な事態が生じたときには、病棟看護師長は、病院担当医に連絡し指示を受けます。病院担当医不在のときは、病院担当医代理医または当直医に連絡して指示を受けます。その結果を登録医に連絡します。
- (7) 登録医は、あらかじめ不在が予想されるときには、地域医療連携室に連絡方法を明らかにしておいて下さい。

2. 診察時間

登録医の診療時間は、原則として平日の午前9時から午後7時までとします。午後5時までは地域医療連携室にて受付、午後5時以降は時間外受付（南館1階）で鍵を受け取り、登録医室をご利用下さい。

なお、時間外・土日祝日に診察を行う場合はあらかじめ地域医療連携室へ電話連絡して下さい。

V 退院、転科及び転床

1. 主治医は患者さんの病状に応じ、一般病床への一時的な転床をすることができます。また、開放型病床へ戻すこともできます。その際は登録医に FAX で連絡します。
2. 開放型病床の入院期間は、原則として1ヵ月以内となっています。
3. 患者さんの退院は、登録医と病院担当医との合意により決定します。退院後の治療方針についても、両者の合意により行います。

VI 施設の利用

1. 病院内の施設器具を使用するときは、病院内の規則に従って使用することができます。
2. 医薬品及び診療材料は、病院の採用品を使用します。

VII 診療報酬

1. 登録医の診療報酬
 - (1) 開放型病床への入院に際し、所定の様式により患者の紹介を行った場合には、診療情報提供料（I）が算定できます。
 - (2) 登録医は、開放型病床に入院している患者さんを診療した場合に、開放型病院共同指導料（I）が算定できます。（患者1人、1日1回、月に何回でも算定可）

また退院に際して退院後の療養上必要な指導を共同して行った場合は、退院時共同指導1が算定できます。なお開放型病院共同指導料（I）とは、

同時に算定はできません。

(3) 登録医は、毎月月初めに送付する開放型病床共同指導月報に基づき請求して下さい。(レセプト請求及び患者一部負担請求)

2. 登録医に対する報酬

(1) 手術の執刀を施行した場合は、診療報酬点数の2分の1に相当する金額を支払います。補助の場合は4分の1に相当する金額を支払います。

(2) ただし、上限額を8万円とし、100円未満の端数は切り捨てます。

4. 当院の診療報酬

(1) 当院は、開放型病床の患者さんを登録医と共同して治療した場合に、開放型病院共同指導料(Ⅱ)を算定します。

退院に際して退院後の療養上必要な指導を共同して行った場合は、退院時共同指導料2を算定します。

(2) 共同指導日数は、開放型病床共同指導月報に記載された日数です。

VIII 医療事故

1. 開放型病床における医療事故については、当院職員と当該登録医とが協力してその処理にあたり、費用等については、当院が加入する病院賠償責任保険を適用し、処理します。

IX 運営委員会

1. 開放型病床の管理運営に関し、必要な事項を協議するため運営委員会を設けます。
2. 運営委員会は、医師会側と病院側の委員で構成し、委員長はかみいち総合病院院長をもって充て会務を総括します。
3. 委員の任期は2年で、再任は妨げません。
4. 定例会のほか、必要の都度臨時会を開催します。
5. 事務局はかみいち総合病院医事課内とします。

X その他登録医としての留意事項

1. 登録医は、病院の規則を遵守して下さい。
2. 登録医は、病院内では、常に名札を付けた白衣を着用して行動して下さい。
3. 開放型病床における症例について、定期的に症例検討会を開催しておりますの

- で、登録医は参加に努めて下さい。
4. 診療に当たっては、登録医と病院担当医間で充分協議して下さい。

開放型病床に関する連絡先

(かみいち総合病院地域医療連携室)

TEL 076-472-1212

内線 3120

FAX 076-472-1213

(別紙イ)

開放型病床利用について

今回のかみいち総合病院の入院に際しては、下記のような取り扱いになりますのでご了承下さい。

開放型病床を利用されると

- 1.かみいち総合病院へ優先で入院ができます。
- 2.入院中は病院の先生と登録医の先生とで共同で診療にあたり、高度の医療(検査、手術、高額医療機器装置CT, MRIなど)が受けられます。
- 3.退院されてからも登録医の先生と共同で継続的な診療が受けられます。

開放型病床の自己負担について

開業医が登録医として病院へ赴き診療された場合、一般の入院費用とは別に登録医の往診1回につき開放型病院共同指導料の自己負担があります。(登録医からの請求1050円、病院からの請求660円)(老人保険1割負担の人は左記の3分の1)

身体障害者などの公費扱いになっている人は、上記の自己負担はありません。

なお、この他に入退院に際して若干の自己負担がある場合があります。

また、請求額については健康保険法の改正などで変更がありますので、ご注意ください。

※ かみいち総合病院の個室への入院は、室料差額がかかりますのでご了承下さい。

開放型病床 入院申込書

※(病院記入欄)

ID									
----	--	--	--	--	--	--	--	--	--

患 者										
ふりがな										
氏名	男・女									
生年月日	M・T S・H	年	月	日	(歳)				
住所 (TEL)	(- -)									
保 険 証 情 報	保 険 者 号									
	記 号			番 号						
	被 保 険 者 氏 名									
	資 格 取 得 年 月 日	年	月	日						
	高 齢 受 給 者 記 号 番 号							負 担 割 合		
	公費負担医療 の受給者番号									

希 望 項 目	検 査 ・ 加 療
希 望 入 院 日	月 日 () ごろ・至急
診 察 科 な い し は 病 院 担 当 医	科
病 室 希 望	個 室 (有料) 4 人 部 屋
そ の 他	
臨床診断あるいは症状	
登録医氏名 TEL (- -) FAX (- -) ※ 緊急時連絡先 (連絡不要の先生は記入されなくて結構です。) (- -)	